

令和6年度 就学援助のお知らせ（令和7年度小学校入学予定の方） 新入学学用品等購入費の入学前支給のご案内

北区では、お子さんが元気で健やかな学校生活を送れるよう、ご家庭の経済的な事情に応じて学習に必要な費用の一部を援助する就学援助を実施しています。

就学援助は、小中学校在学中に受けられる制度で、一定の所得等の要件があります。申請手続きや援助内容などの詳細は、北区のホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

〒114-8546 東京都北区滝野川2丁目52番10号

北区教育委員会事務局教育振興部 学校支援課学事係

（北区役所滝野川分庁舎1階5番窓口）

☎03-3908-1541 月～金曜（祝日を除く）8時30分～17時



北区ホームページ
「就学援助」

令和7年度に小学校入学予定の方は、就学援助の支給費目のうち、「新入学児童生徒学用品等購入費」の入学前支給の申請をすることができます。ご希望の方は、下記のとおり申請をしてください。

1 入学前支給を受けることができる方

令和7年度に小学校入学予定のお子さんの保護者で、以下のすべてに該当する方

- (1) 令和7年3月1日現在、北区に住民登録をしている方
- (2) 令和7年4月から国公立の小学校に就学する方
- (3) 生計を共にする世帯全員の総所得金額が基準額未満の方

※ 私立学校は対象外となります。

※ 生活保護受給中の方は、生活福祉課から支給があるため、入学前支給の対象外となります。

※ 特別支援学校に就学する方は、就学奨励事業との差額を支給するため、入学前支給の対象外となります。

【認定基準額（目安）】

| 世帯構成 | | 世帯全員の年間収入額 (給与収入の方) | 世帯全員の総所得金額 (R5.1.1～R5.12.31) |
|------|-----------------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 2人 | 親(33歳)子(就学前児童) | 約428万円 | 約288万円 |
| 3人 | 親(35歳・30歳)子(就学前児童) | 約470万円 | 約322万円 |
| 4人 | 親(35歳・30歳)子(就学前児童・3歳) | 約512万円 | 約355万円 |
| 5人 | 親(40歳・35歳)子(小4・就学前児童・3歳) | 約574万円 | 約405万円 |
| 6人 | 親(40歳・35歳)子(小4・就学前児童)祖父母(70歳・65歳) | 約645万円 | 約462万円 |

※ 入学前支給は令和7年3月1日現在の世帯状況（年齢・学年等）で基準額の算定を行います。

※ 入学前支給は令和6年度就学援助になるため、入学後の令和7年度就学援助とは基準額の算定年度や対象となる所得期間が異なります。（所得等によって認定結果が異なる場合があります。）

※ この表はあくまでも目安となります。家族構成や世帯員の年齢等により基準額が異なります。所得に関わらず申請することは可能ですので、該当か分からない場合は申請することをお勧めします。

※「総所得金額」とは、

- ① 給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄から10万円を控除した金額になります。
- ② 事業所得の方は、年間収入額から必要経費等を差し引いた金額になります。

①【給与所得のみの方】源泉徴収票で総所得金額を確認する方法

| 支払を受ける者 | | 令和 年分 | | 給与所得の源泉徴収票 | |
|-----------------|-------------|---------------------|---------------------------|---------------------------|-------------|
| [受給者番号] | | [給与所得控除後の金額] | | 「給与所得控除後の金額」から10万円を控除した金額 | |
| 種別 | 金額 | 給与所得控除後の金額(調整控除後) | 所得控除の額の合計額 | 源泉徴収税額 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| (源泉)控除対象配偶者の有無等 | 配偶者(特別)控除の額 | 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。) | 所得控除の対象となる扶養親族の数(配偶者を除く。) | 所得控除の対象となる扶養親族の数(本人を除く。) | 非居住者である親族の数 |
| | 円 | 特定 老人 その他 | | 特別 その他 | |

2 申請手続き

電子申請を推奨しています

(1) 申請方法

申請は、**電子申請**または郵送、窓口にて受付しています。

電子申請、郵送での申請方法については、北区ホームページ「就学援助」をご参照ください。電子申請、郵送での申請が難しい場合には、ご本人確認書類・通帳もしくはキャッシュカードをご持参いただき窓口までお越しください。

【提出期限】令和7年1月31日(金)

【提出先】北区教育委員会事務局教育振興部学校支援課学事係

(住所等は表面【問い合わせ先】を参照)



北区ホームページ
「就学援助」

(2) 申請に伴う所得の確認について

令和6年1月1日現在、北区に住民登録がある方は、所得確認書類の提出は不要です。

詳細は北区ホームページから「令和6年度就学援助のお知らせ(北区立学校)」[2](#)-(2)申請に伴う所得の確認について」をご覧ください。

3 認定結果及び支給について

(1) 認定結果は、3月上旬に郵送でお知らせします。

(2) 支給金額及び支給日について

【支給金額】64,300円

【支給日】令和7年3月14日(金) 予定

4 注意事項

(1) 入学前支給の申請をされた方も、4月に再度就学援助の申請手続きが必要となります。

(2) 入学前支給を受けた方は、入学後の令和7年度就学援助の申請で認定になっても、「新入学児童生徒学用品等購入費」は支給されません。

(3) 入学前支給を受けた場合も入学後に支給を受けた場合も、支給金額に差異はありません。

(4) 令和7年3月2日以降に転出された場合は、転出先自治体に「新入学児童生徒学用品等購入費」の入学前支給を行った旨を通知します。

(5) 誤って入学前支給を受けた場合(例: 入学前支給を受けたが私立に就学した、入学前支給を受けたが生活保護受給中であった、入学前支給を受けたが特別支援学校に就学した等)は、お手数ですが返還していただくことになります。